

寄附金募集要綱

1. 目的

本学の施設設備の拡充並びに教育研究の維持向上を図る

2. 募集対象

学生の保護者、企業、団体、篤志家（大学の入学に関する寄附金は含みません）

3. 募集期間

平成 34 年 2 月 15 日まで随時

4. 募金金額

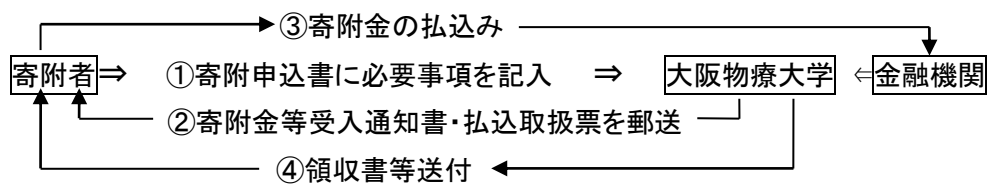
目標額 5,000,000 円

一口金額 10,000 円

5. 申込方法

1) お手続き方法

- ①寄附申込書に必要事項を記入し、本学へ郵送してください。
- ②寄附金等受入通知書にて寄附金等受入の旨をご連絡さしあげます。
- ③払込取扱票で寄附金をお払込みください。
- ④入金確認後、領収書等を送付させていただきます。



※①の寄附申込書は、当ホームページより[ダウンロード](#)していただくか、電話連絡を頂きましたら本学より寄附申込書を郵送いたします。

2) 払込方法

本学所定の払込取扱票をお送りいたしております。

郵便局にて「払込取扱票」に所定事項をご記入のうえ、下記のいずれかの方法でお払込みください。
いずれの場合も払込手数料が無料となります。

《金融機関について》

ゆうちょ銀行

【郵便振替】口座番号 00970-1-282052 加入者名 学校法人物療学園

	窓口(で払込)	ATM(で払込)
ゆうちょ銀行の通帳または キャッシュカードをお持ちの方	上限額なし (口座から直接払込可) (本人確認必要)	払戻上限額を設定されている方： 払戻上限額範囲内で払込可
		払戻上限額を設定されていない方： 50万円まで
ゆうちょ銀行の通帳または キャッシュカードを お持ちでない方(現金での払込)	上限額なし (10万円を超える場合、 本人確認必要)	10万円まで (本人確認不要)

※詳しくは、お近くのゆうちょ銀行窓口までお問い合わせください。

3) 領収書等について

領収書は、金融機関から寄附金が本学に入金されたことを確認されたあとにお送りいたします。送付時期は、寄附金の払込から通常2週間程度を要しますことを御理解願います。
(お急ぎの場合は、お問い合わせ先へご連絡くださいますようお願いいたします。)

なお、税制上の優遇措置をお受けになる場合は、確定申告時に、この「領収書」および「特定公益増進法人証明書(写)」の提出が必要となりますので大切に保管願います。

4) 個人情報の取扱について

ご寄附いただいた方の氏名・住所その他の個人情報は、本学園の「個人情報保護に関する規程」により適正に取り扱い、寄附に係る業務のために利用いたします。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

6. 法人からのご寄附について

企業等法人からのお申し込みは、大阪物療大学 総務課 までご連絡ください。必要書類を郵送させていただきます。

7. 寄附金に対する税制上の優遇措置

【個人の場合】

当法人は所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる「特定公益増進法人」の証明を受けていますので、大学へ頂きましたご寄附につきましても、税法上の優遇措置を受けることができます。

◎ 堺市民の方は、上記の優遇措置に重複して市民税寄附金税額優遇の適用を受けることができます。市民税控除の手続は、「寄附金受領証明書」を持って、寄附を行った翌年の所得税の確定申告の際に市民税の申告を行ってください。

【法人の場合】

企業等法人からのご寄附は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」)を経由する受配者指定寄附金として扱い、寄附金の全額を事業年度の損金に算入できます。(特定公益増進法人としての優遇措置を受ける寄附の場合は、損金算入限度額がございます。)

損金算入手続きには、事業団の発行する「寄附金受領書」が必要となりますので、遅くとも1ヶ月前までに、本学にお振り込みくださるようお願いいたします。

8. その他

[大阪物療大学奨学寄附金等受入れ事務取扱規程](#)

[学校法人物療学園個人情報保護に関する規程](#)

お問い合わせ・お申込み先

大阪物療大学 総務課

〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町 4-410-5

TEL: 072-260-0088

e-mail: keiri@butsuryo.ac.jp